

# 空飛ぶ子どもに笑顔基金 募金要項

## 募金名称

空飛ぶ子どもに笑顔基金

## 募金目的

口唇口蓋裂は、唇や口蓋に裂け目のある先天的障害で、世界で3分に1人がこの症状で生まれています。白人種や黒人種に比べ黄色人種の発症率が高く、400~500人に1人の割合で発症します。

日本では生後3か月頃から、計画的な治療が公費で行われますが、途上国では貧困故、生まれたままの状態で放置されています。重篤な場合は飲食が出来ず、栄養不良で命を落とす可能性もあります。成長してもいじめに遭うため外には出られず、家の中に閉じこもって暮らしています。また不慮の事故により、火傷に苦しむ子供たちも途上国では取り残されたまま生活せざるを得ない状況です。

病院へ行く交通費が工面できない、また治療を受けたくとも形成外科医の不足で、適切な手術や治療を受けることができないのが途上国の現状です。身体の状態がみんなと違うからといじめられ学校に行けず、必要な教育も受けられません。

そこで、この基金では、高度な医療技術を持つ日本人医師団をアジア諸国の広い地域へ派遣し、顔面障害や火傷のある子供たちに無償の手術と治療を施す国際医療援助を実行したいと考えています。

この事業を実施する為に、皆様方のご援助の輪を世界に広げ、各国と協働してアジア各地の口唇口蓋裂と火傷に苦しむ子供たちを医療で援助したいと考えておりますが、手術費、ボランティアのための交通費、社会に発信するための広報活動費、その他運営に必要な事務費など、活動には多くの経費が必要です。

つきましては、悲しい思いで苦しんでいる子ども達を救うために、皆様にはぜひ「空飛ぶ子どもに笑顔基金」へのご支援をお願いしたいと存じます。

## 募金目標額

1億円

## 募金期間

2019年1月4日から2019年12月26日まで

## お申し込み方法

### 1) 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

公益財団法人公益推進協会にこの基金を受配者に指定して寄付することが可能です。その場合、特定公益増進法人への寄付とみなされ、税制上の優遇措置（所得控除）が認められています。

所定事項にご記入の上、『公益財団法人公益推進協会 空飛ぶ子どもに笑顔基金事務局』宛に FAX 又はご郵送ください。

### 2) 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

銀行の場合 三菱東京 UFJ 銀行 新宿中央支店 普通 3469137

口座名義 ザイ) コウエキスイシンキョウカイ

郵便局の場合 口座番号 00180-8-513089 公益財団法人公益推進協会

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

## ご寄付に対する税制上の優遇措置

### 【税制上の優遇措置について】

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

### ■ 個人の方が寄付をする場合の税制優遇について

#### ◎所得税

当基金へのご寄附は、寄附金控除としての対象となります。さらに租税特別措置法に基づく税額控除に関する証明書を受けており、これによって、「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄附金控除を受けることができます。多くの場合「税額控除」を選択された方が税額は従来よりも少なくなります。控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当財団が発行する受領証を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。（土日の場合は翌日か翌々日）

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

（所得税法施行令第217条第1項第3号）

#### A. 【寄附金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

（寄附金合計額※1 - 2,000円） × 40% = 控除額※2

## B. 【寄附金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額} \times 3 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 4 = \text{控除額}$$

※3 年間所得金額の40%が限度となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。詳しくは国税庁のホームページにてご確認ください。

## ◎個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。（全国一律ではありませんので、お手数ですが、対象となるかについてはお住まいの各自治体にお問い合わせください。）

寄附金額から、2千円を差し引いた額の

- ・ 都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。
- ・ 市区町村指定の場合は、6%が個人市区村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

確定申告用紙の第二表の「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に寄附金額をご記入いただき、当財団発行の受領証を添付してください。

転居された場合、旧住所の受領証では寄附金控除を受けられない場合もありますので、転居された方は早めに当基金までご連絡ください。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の30%です。

## ◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。（租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号）

※税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい。

## ■ 法人が寄付をする場合の税制優遇について

特定公益増進法人に対する寄附金の特例

特定公益増進法人に対する寄附金は、その寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

### ◎必要な手続き

決算時に、確定申告書寄附金の損金算入に関する明細書と当財団が発行の受領証を添付して下さい。

(法人税法施行令第77条第1項第3号)

※限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

## お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 空飛ぶ子どもに笑顔基金事務局 担当 高野

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 3階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814 e-mail: [info@kosuikyo.com](mailto:info@kosuikyo.com)